荷主・元請運送事業者の皆様へ

長時間の荷待ちの改善に向けて、ご理解とご協力をお願いします！



トラック運送事業者とも相談し、ぜひ前向きに検討をお願いします！

ポイント

STOP！長時間の荷待ち

☞ 長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因となります。

☞ 物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けてご理解とご協力をお願いします。

取組好事例

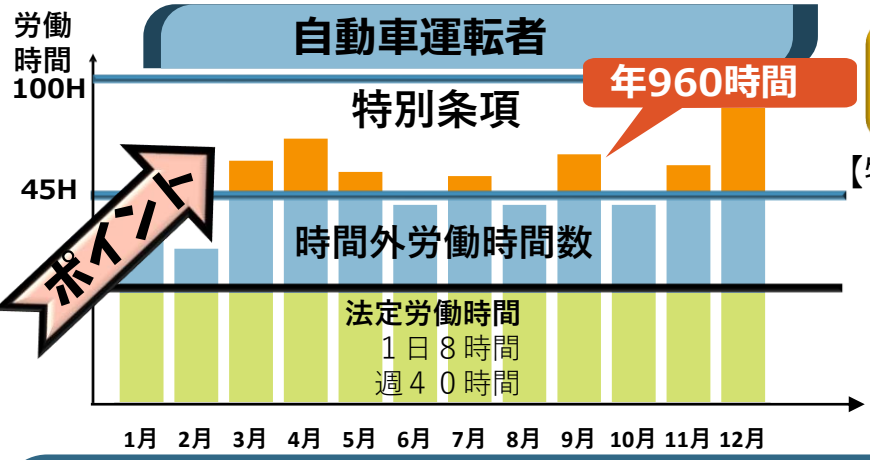
恒常的な長時間の荷待ちをさせないよう努めていただくほか、裏面の労働災害防止の取組にもご理解とご協力をお願いします。

東京労働局

東京労働局・労働基準監督署（支署）・公共職業安定所

はたらきかたススメ　検索

時間外労働の上限規制の内容



【原則】月　４５　時間
年間　３６０時間

【特別条項】（臨時的な特別な事情の場合）

① 特別条項の上限は、単月・複数月平均の上限はなく、**年間９６０時間**

② 特別条項の回数制限の適用なし

※ その他、改善基準告示を遵守していただく必要があります。

改善基準告示の主な改正内容

「自動車運転の業務」に従事する労働者については、労働基準法の**時間外労働の上限規制**とともに**改善基準告示**を遵守していただく必要があります。



○1年、1か月の拘束時間

【原則】1年間の総拘束時間**3,300**時間以内、1か月 **284**時間以内

【例外】労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり）

1年：**3,400**時間以内、1か月： **310**時間以内（年**6**か月まで）。

① **284**時間超は連続**3**か月まで、②1か月の時間外・休日労働時間数が**100**時間未満となるよう努める

○1日の拘束時間 **13**時間以内（上限**15**時間、 **14**時間超は週**2**回までが目安）

【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、 **16**時間まで延長可（週**2**回まで）

○休息期間 継続**11**時間以上与えるよう努めることを**基本**とし、**9**時間を下回らない。

【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、継続**8**時間以上（週**2**回まで）

休息期間のいずれかが**9**時間を下回る場合は、運行終了後に継続**12**時間以上の休息期間を与える。

○分割休息特例（継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合）

①分割休息は１回**3**時間以上、②休息期間の合計は **2**分割：**10**時間以上、**3**分割：**12**時間以上

③**3**分割が連続しないよう努める、④一定期間（ **1**か月程度）における全勤務回数の**2**分の**1**分が限度

以下を含めた総合対策をお願いします！



安全衛生対策（労働基準監督署）

ー「荷役災害」「腰痛災害」「交通労働災害」防止対策ー

○「荷役作業安全ガイドライン」に基づく荷役災害防止対策

陸運事業者及び荷主等が連携して対策に取り組みましょう。

○「職場における腰痛予防対策指針」 に基づく腰痛予防対策

作業態様別（重量物取扱い、車両運転時）の対策を実施しましょう。

○「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策

管理体制・適正な労働時間管理・教育実施・健康管理などを推進しましょう。

※荷役作業による労働災害防止のため、荷主の皆様においても安全確保にご理解とご協力をお願いします。